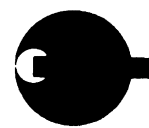


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○土地改良区の役員の就任届(耕地課)	一	○右同	五
○右同	二	○右同	五
○右同	二	○右同	五
○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程(建築課)	二	○右同	五
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定(障害福祉課)	三	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	六
○測量調査のための立入り(耕地課)	四	○奈良県営水道契約規程の一部改正(営水道訓令)	六
○右同	四	○奈良県水道局事務決裁規程の一部改正	六
○右同	四	○(県営水道告示)	七
○右同	四	○奈良県水道局総務課長印の公印の告示	七

告示

奈良県告示第五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田原土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年五月一日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 大西 英征	奈良市中貴町一〇〇一
東尾 善弘	矢田原町二二四
上田 恭彦	水間町三八三
大西 寛昭	矢田原町七四
大川 和夫	〃 一五四
南 武	〃 乙三〇〇
瀬戸 一郎	矢田原町八二
西谷 宗典	和田町九五四
大谷 正利	〃 七〇三
森本 勝	水間町二二〇
木口 茂	〃 一三三二
中西 一男	〃 六七
奥田 善一郎	別所町六〇九
巽 一郎	袖ノ川町七三〇
中西 義信	〃 一三三三
大東 宏光	南田原町八八
的田 孝文	大野町二六一
今井 毅光	中之庄町四五〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 大西 英征	奈良市中貴町一〇〇一
東尾 善弘	矢田原町二二四
上田 恭彦	水間町三八三
大西 寛昭	矢田原町七四
大川 和夫	〃 一五四
南 武	〃 乙三〇〇
瀬戸 一郎	矢田原町八二
西谷 宗典	和田町九五四
大谷 正利	〃 七〇三
森本 勝	水間町二二〇
木口 茂	〃 一三三二
中西 一男	〃 六七
奥田 善一郎	別所町六〇九
稲葉 啓次	日笠町一三〇四
上田 晃司	杵掛町三七五
安川 直毅	横田町二五七
東田 大徳	茅荷町二〇一
竹内 秀興	此瀬町四二〇
中西 和夫	須山町四八七
大東 俊郎	榎多林町二三八
徳西 利和	袖ノ川町六七二
樫 佳宏	此瀬町二五九
巽 茂俊	矢田原町乙三七
榊崎 隆文	茅荷町一八六
東村 豊史	水間町四六六
永岡 正弘	長谷町七八
宮坂 義治	中貴町六四四
山中 良之	日笠町七八
森嶋 薫	須山町四九二

一項若しくは法第六条の二第一項の確認の申請書の提出又は法第十八条第一項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成十九年五月一日

奈良県知事 柿本善也

一 中間検査を行う区域

奈良県の区域（奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成十九年六月二十日から平成二十二年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

1 中間検査を行う建築物は、平成十九年六月二十日以降に法第六条第一項若しくは法第六条の二第一項の確認の申請書の提出又は法第十八条第一項の計画の通知がある新築又は改築（一部改築を除く。）工事を行う建築物（車庫その他これに類するものに住宅を増築する場合を含む。）とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

(一) 法第八十五条の規定の適用を受ける建築物

(二) 平成十四年国土交通省告示第四百十二号に規定する丸太組構法を用いた建築物

(三) 法第六十八条の十一第一項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五条第一項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

2 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものである。

3 中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

(一) 住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途であつて、延べ面積が五十平方メートルを超えるもの

(二) 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途であつて、延べ面積が平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が三以上のもの

四 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(イ)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(ウ)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表(イ)欄に掲

げる工事を、以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

(あ) 構造	(イ) 特定工程	(ウ) 特定工程後の工程
一 木造	屋根の小屋組の工事（椽組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
二 鉄骨造	二階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
三 鉄筋コンクリート造	二階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（二階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、二階のはり及び床版の取り付け工事）	二階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（二階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、二階の柱及び壁の取り付け工事）
四 鉄骨鉄筋コンクリート造	二階の床の配筋工事（二階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、二階のはり及び床版の取り付け工事）	二階の床のコンクリート打設工事（二階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、二階の柱及び壁の取り付け工事）
五 一項から四項までに掲げる構造のうち二以上の構造にわたる	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、一項(イ)欄に掲げる工事とし、	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、一項(ウ)欄に掲げる工事とし、

公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第二十三条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年五月一日

もの	る工事とし、それ以外の場合は二階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について二項から四項までに掲げる構造にそれぞれ(イ)欄に掲げる工事	それ以外の場合は、階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について二項から四項までに掲げる構造にそれぞれ(ウ)欄に掲げる工事
----	---	---

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在	障害福祉サービスの種類	指定年月日
称	称	地	称	の別	
美吉野園	美吉野園	美吉野園	美吉野園	居宅介護	平成十九年四月十六日
社会福祉法人総合施設	社会福祉法人総合施設	社会福祉法人総合施設	社会福祉法人総合施設	重度訪問介護	平成十九年四月十六日
美吉野園	美吉野園	美吉野園	美吉野園	相談支援	平成十九年四月十六日

奈良県知事 柿本善也

<p>県営土地改良事業（県営ため池整備事業（貝那木中池地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>平成十九年五月一日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>玉石勝次 奥村太一 岡本登 中尾隆己 小橋成行 藤田浩之 谷川真一 福岡一夫 佐藤誠治 勝田鉄次 森川義光 下川博統 寺本卓 菊田茂人 小川貴史</p>	<p>二 立入りの場所</p> <p>奈良市、天理市、桜井市及び御所市の地域</p> <p>三 立入りの期間</p> <p>平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>四 測量調査に従事する者</p> <p>辻岡宏明 松永茂信 北佳史 増田徳安 中野隆 藤田修一 山本拓次 谷口源泰 大野公男 筒井賢治 河合孝則 玉石勝次 奥村太一 岡本登 中尾隆己 小橋成行 藤田浩之 谷川真一 福岡一夫 佐藤誠治 勝田鉄次 森川義光 吉川博行 小林健二 吉田泰正 坂井昌史 吉田和博</p>
<p>一 立入りの目的</p> <p>平成十九年度県営土地改良事業（県営ため池整備事業（貝那木中池地区）の実施に伴う測量・調査のため</p> <p>二 立入りの場所</p> <p>奈良市の地域</p> <p>三 立入りの期間</p> <p>平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>四 測量調査に従事する者</p> <p>辻岡宏明 松永茂信 北佳史 増田徳安 中野隆 藤田修一 山本拓次 谷口源泰 大野公男 筒井賢治 河合孝則 浅井泰郎 下川博統 寺本卓 菊田茂人 小川貴史</p>	<p>一 立入りの目的</p> <p>平成十九年度県営土地改良事業（長尾池地区及び野上大池地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>平成十九年五月一日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>一 立入りの目的</p> <p>平成十九年度県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（笠仁興地区、大淀御所二期地区及び大淀御所三期地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>平成十九年五月一日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>
<p>県営土地改良事業（県営ため池整備事業（大谷新池地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>平成十九年五月一日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>平岡秀展 谷戸茂明 上田耕治 松井一弘 山地隆司 下川博統 寺本卓 菊田茂人 小川貴史</p>	<p>一 立入りの目的</p> <p>平成十九年度県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（笠仁興地区、大淀御所二期地区及び大淀御所三期地区）の実施に伴う測量・調査のため</p> <p>二 立入りの場所</p> <p>天理市、桜井市、御所市及び吉野郡大淀町の地域</p> <p>三 立入りの期間</p> <p>平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>四 測量調査に従事する者</p> <p>辻岡宏明 松永茂信 北佳史 増田徳安 中野隆 藤田修一 山本拓次 谷口源泰 大野公男 筒井賢治 河合孝則 玉石勝次 奥村太一 岡本登 中尾隆己 小橋成行 藤田浩之 谷川真一 福岡一夫 佐藤誠治 勝田鉄次 森川義光 平岡秀展 谷戸茂明 上田耕治 松井一弘 山地隆司 吉川博行 小林健二 吉田泰正 坂井昌史 吉田和博</p>
<p>一 立入りの目的</p> <p>平成十九年度県営土地改良事業（県営ため池整備事業（大谷新池地区）の実施に伴う測量・調査のため</p> <p>二 立入りの場所</p> <p>大和高田市の地域</p> <p>三 立入りの期間</p> <p>平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p>	<p>一 立入りの目的</p> <p>平成十九年度県営土地改良事業（県営ほ場整備事業（田原西地区、田原東地区、田原北地区、和爾地区、安倍地区、葛城地区及び葛城西地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>平成十九年五月一日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>一 立入りの目的</p> <p>平成十九年度県営土地改良事業（県営ほ場整備事業（田原西地区、田原東地区、田原北地区、田原北地区、和爾地区、安倍地区、葛城地区及び葛城西地区）の実施に伴う測量・調査のため</p>

<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 宇陀市及び山辺郡山添村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（大野向測地区及び豊原地区）の実施に伴う測量・調査のため</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 五條市の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（西吉野賀北地区）の実施に伴う測量・調査のため</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 高市地区及び高市郡高取町及び高市郡明日香村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（針道宮奥地区、東谷滝地区及び高市地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>
<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 奈良市及び山辺郡山添村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（大野向測地区及び豊原地区）の実施に伴う測量・調査のため</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 高市地区及び高市郡高取町及び高市郡明日香村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（針道宮奥地区、東谷滝地区及び高市地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 高市地区及び高市郡高取町及び高市郡明日香村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（針道宮奥地区、東谷滝地区及び高市地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>
<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 奈良市及び山辺郡山添村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（大野向測地区及び豊原地区）の実施に伴う測量・調査のため</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 高市地区及び高市郡高取町及び高市郡明日香村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（針道宮奥地区、東谷滝地区及び高市地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>四 測量調査に従事する者</p> <p>三 立入りの期間 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで</p> <p>二 立入りの場所 高市地区及び高市郡高取町及び高市郡明日香村の地域</p> <p>一 立入りの目的 平成十九年度県営土地改良事業（一般農道整備事業（針道宮奥地区、東谷滝地区及び高市地区）の施行の地域内の土地等について次のとおり立入調査を行いますので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十八条第三項の規定により公告します。</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>

一 立入りの目的
 平成十九年度国営土地改良事業（国営大和紀伊平野土地改良事業）の実施に伴う測量・調査のため

二 立入りの場所
 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、高市郡高取町、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町及び吉野郡大淀町

三 立入りの期間
 平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで

四 測量調査に従事する者
 今西美知夫 川口隆志 相谷龍司 池田豊 中村純人

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿日本鉄道株式会社から次のとおり公共測量を終了したことに
 ついて通知がありました。

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（二級基準点（再設）、四級基準点及び出来形確認測量）
- 二 測量の地域 生駒市白庭台区域（白庭台四丁目及び五丁目の各一部）
- 三 測量の終了年月日 平成十九年三月二十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
 平成十九年五月一日

一 許し番号
 奈良県知事 柿本善也

二 検査済証番号
 平成十八年十一月二十日第七八一二二四号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日第六六七号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十三日第四一八七号
 三 開発区域に含まれる地域
 北葛城郡広陵町大字三宮元大垣内方二番地ノ四の二番地、三番地ノ一の二番地、三番地ノ三、四番地ノ二及び四番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大阪市平野区喜連西四丁目七番二八号
 株式会社ビーバーハウス 代表取締役 川野悠一

五 公共施設の種別、位置及び区域

- 道路 北葛城郡広陵町大字三宮元大垣内方二番地ノ四、三番地ノ一、三番地ノ三、四番地ノ二及び四番地ノ八の各一部
- 下水道 北葛城郡広陵町大字三宮元大垣内方二番地ノ四、三番地ノ一、三番地ノ三及び四番地ノ八の各一部
- 水路 北葛城郡広陵町大字三宮元大垣内方二番地ノ四、三番地ノ三及び四番地ノ八の各一部

県営水道企業管理規程

奈良県営水道企業管理規程第 号

奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月奈良県営水道企業管理規程第六号）の一部
 を次のように改正する。
 平成十九年五月一日

奈良県知事 柿本善也

第十七条第三項中「（建設工事の請負契約に係るものを除く。）」を削り、同条第四
 項を次のように改める。

4 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第 条第一項に規定する建設工事の請負契約
 の場合には、前項の規定によるものほか、同法第十九条の規定によらなければなら

ない。
 第二十四条第三項中「百分の十」を「百分の十以上」に改める。
 第二十五条次に次の一条を加える。
 （局長及び課長への事務の委任）

第二十五条の二 管理者は、局長及び奈良県営水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）第一条に規定する総務課（以下「水道局総務課」という。）の長に水道局又は水道局総務課に係る管理者が別に定める契約（地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号。以下「特例政令」という。））第四条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）及び請負金額が一億円を超えるものを除く。）の締結に関する事務を委任する。ただし、必要がある場合には、管理者がその事務を行うことがある。

第二十六条の見出し中「事務の委任」を「出先機関の長への事務の委任」に改め、同条中「第六号」を「第五号」に改め、「（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）」を削る。

第二十七条第一項中「地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号。以下「特例政令」という。）」を「特例政令」に改め、同条第二項中「特例政令の規定が適用される調達契約をいう。以下同じ。」を削る。

第三号様式を次のように改める。

水道局

各課

この規程は、公布の日から施行する。

県営水道訓令

奈良県営水道訓令第 号

水道局 各課

奈良県水道局事務決裁規程（昭和四十二年四月奈良県営水道訓令第 号）の一部を

次のように改正する。

平成十九年五月一日

奈良県知事 柿本善也

第二条第四号中「理事、次長」を削る。
第三条を削る。

第四条の見出し中「理事」を「局長」に改め、同条中「理事」を「局長」に改め、同条第八号中「五百円以上五千円未満」を「百万円以上一億円未満」に改め、同条第九号中「予定価格が一件三千万円未満の」を削り、「用地の購入」の下に「（補償を含む）」を加え、同条第十号及び第十一号中「五百円未満」を削り、同条第十二号中「一件二十万円未満の」を削り、同条第十三号中「五十万円未満」を「十万元以上」に改め、同条第二十六号中「所長」を「課長及び所長」に改め、同条を同条第二十七号とし、同条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 債権の滞納処分及び欠損処分に関する事。

第四条を第二条とする。

第五条第二項第二号中「五百円未満」を「百万円未満」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第二項を削り、同条を第七条とする。

第九条中「理事」を「課長」に改め、同条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第九条とし、第十二条を第十条とする。

第十三条中「第八条」を「第七条」に改め、同条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条第一項中「第九条」を「第八条」とし、同条を第十三条とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

県営水道告示

奈良県営水道告示第一号

奈良県水道局総務課長印の公印を次のとおり告示する。

平成十九年五月一日

奈良県水道局総務課長印



奈良県知事 柿本善也

注
縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。